

北谷津の森・新清掃工場周辺整備

基本計画策定業務委託

特記仕様書

令和4年9月

千葉市 環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課

# 第 1 章 業務概要

## 1 委託名

北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務委託

## 2 目的

本業務は、策定した「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本構想」を実現するにあたり、導入する施設の整備等を計画的に進める必要があることから、具体的な方策をとりまとめ、基本計画を策定するものである。

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

## 4 対象地の概要

本業務に係る対象地は、下表のとおりである。対象地の配置図は下図のとおりである。

表 1 対象地の概要

場所	千葉市若葉区北谷津町地内他（新清掃工場（仮称）隣接地及び周辺）
地目	山林、道路（市道及び赤道等）他
指定区域等	市街化調整区域、地域森林計画対象民有林

図 1 対象地（出典：国土地理院）



## 第 2 章 総 則

### 1 業務の履行

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。

### 2 主任技術者及び担当技術者

- (1) 受注者は、業務に先立ち主任技術者を選任し、届出なければならない。  
なお、経歴書及び資格証の写しを添付しなければならない。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 主任技術者は、業務遅滞を生じないように担当技術者を配置しなければならない。

### 3 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 着手届
- (3) 主任技術者選任届及び主任技術者経歴書
- (4) 担当技術者選任届及び担当技術者経歴書
- (5) 契約工程表
- (6) 作業計画書
- (7) 完了届
- (8) 納品書、成果品
- (9) その他必要な書類

### 4 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

### 5 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

### 6 秘密の保持

受注者は、業務の履行上知り得た内容及び情報等を他に漏らしてはならない。

### 7 作業計画

受注者は、契約締結後、速やかに作業計画書を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。  
作業計画書には、次に示す事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 実施体制図
- (3) 業務実施担当者一覧（経歴書を添付）
- (4) 実施工程表
- (5) その他発注者が指示する事項

## 8 業務の監理

- (1) 受注者は、業務の履行にあたり、発注者と綿密な連絡を取り、協議、打ち合わせを行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の履行にあたり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が関係する行政機関との協議が必要なとき、または協議を求められたときは、誠意をもってこれに協力するものとする。
- (4) 受注者は、協議、打ち合わせに際し、議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

## 9 業務管理体制

- (1) 受注者は、業務の円滑な履行を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 前項の技術者のうち、1名を主任技術者とし、主たる会議等への出席等業務の全般にわたり技術監理を行わせるものとする。

## 10 検査

受注者は、業務完了後、所定の手続きを経て検査を受けるものとし、発注者の検査合格をもって引渡とする。

なお、納品後に成果品に記入もれ、不備、または誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

### 1.1 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。

### 1.2 仕様書の適用範囲

本仕様書は業務の履行にあたって、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において、すべて完備しなければならない。

### 1.3 業務の変更及び停止

発注者が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、発注者と受注者が協議のうえ、契約金額を増減する。

### 1.4 その他注意事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、必要に応じて関係機関と十分協議のうえで進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、発注者に無償で譲渡すること。  
また、受注者は、発注者の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- (3) 受注者は、関係する官公庁との協議をする場合には、発注者に承諾を得たうえで迅速に対応

すること。

- (4) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けたときには、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議すること。
- (5) 受注者は、本業務の引き渡しを終了した場合であっても、発注者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

#### 1.5 成果品

受注者は、業務完了後に、下記の成果品を速やかに提出すること。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 基本計画                            | 10部 |
| (2) 基本計画（概要版）（A4判ほか）                | 1部  |
| (3) 北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務報告書      | 5部  |
| (4) 北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務報告書（概要版） | 5部  |
| (5) 北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務報告書（資料編） | 1部  |
| (6) 電子データ（DVD-R）                    | 1枚  |

## 第 3 章 委託内容

### 1 委託内容

本業務は、「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本構想」を踏まえ、導入する施設の整備等に向け、基本構想実現のために必要な検討を行い、基本計画を策定するものである。

#### (1) 前提条件の整理

本事業に関するこれまでの検討内容を踏まえ、基本計画策定に向けた検討に必要な関係法令及び補助制度（森林環境譲与税を含む）等の条件を整理する。

#### (2) 北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画の策定

##### ア 施設構成・規模等の精査（各施設・諸室規模など）

基本構想において検討した4施設（余熱利用施設（プール）・わんぱくの森・オートキャンプサイト・マウンテンバイクフィールド）について、導入機能や施設規模について精査を行う。

なお、余熱利用施設（プール）においては、付帯施設（温浴施設・トレーニングルーム・スタジオ）の内容に応じて複数案を検討すること。

##### イ 各施設におけるエネルギー利用に関する検討（電力及び熱利用）

新清掃工場から供給されるエネルギー（蒸気・温水・電力）において、各施設で実現可能な活用案を検討する。なお、余熱利用施設（プール）においては、上記で挙げた複数案毎に必要な想定エネルギー量の計画を算出すること。

##### ウ 計画図の作成（施設計画図、鳥瞰図）

基本構想において作成した配置案を基に、各施設の計画図、全体鳥瞰図の作成を行う。

##### エ 図1に示した枠内エリアの計画条件の検討（道路形状・幅、インフラなど）

施設供用に伴い、渋滞が生じる恐れがある市道北谷津町4号線及び2号線等の形状や幅の検討をはじめ、整備にあたって必要となる上下水道等のインフラの計画条件を整理する。

##### オ 周辺施設との連携のあり方検討

周辺地域の賑わい創出を図るため、基本構想において検討した4施設と広域的な施設との連携案やエリアマネジメントの方針を検討する。

##### カ 環境学習拠点としてのあり方検討

(6)に記載する各資料を踏まえて、子どもから大人まで生涯にわたり環境学習ができるような拠点とし、千葉市の環境教育等の発信機能を有するものとして必要な形態について検討する。

##### キ 概算事業費及び事業スケジュールの精査、今後の課題検討

基本構想で検討した概算事業費の精査を行う。基本計画策定の検討に伴い概算事業費の変更が見込まれるものについては改めて算出をすること。また、施設の供用開始までの事業スケジュールを整理するとともに、事業実施に向けた検討課題について対応策を含め整理すること。

##### ク 基本計画のとりまとめ

ア～キにおいて検討した結果を整理し、打ち合わせや各種会議・ワークショップでの協議・調整を踏まえて、基本計画のとりまとめを行う。

#### (3) 関係者協議等の運営支援

基本計画の策定に伴う以下の支援を行う。

ア 関係機関・庁内協議支援（計3回程度）

協議資料の作成

イ 北谷津温水プール跡地利用及びプレーパーク運営に向けたワークショップの開催（3回程度）

ワークショップの企画、ワークショップ運営・進行、議事録作成等

※北谷津温水プール跡地利用については、（2）エにおける市道北谷津町4号線等で渋滞が生じないように検討すること。

#### （4）打ち合わせ

打ち合わせは3回（業務着手時、中間打ち合わせ、成果品納入時）程度とし、その他必要と認められる場合に打ち合わせを行う。その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

#### （5）報告書作成

（1）～（4）の内容をまとめ、下記の報告書を作成すること。

ア 北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務報告書

イ 北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務報告書（概要版）

ウ 北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務報告書（資料編）

#### （6）参考資料

北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本構想

千葉県環境基本計画

千葉県環境教育等基本方針

千葉市の教育に関する大綱